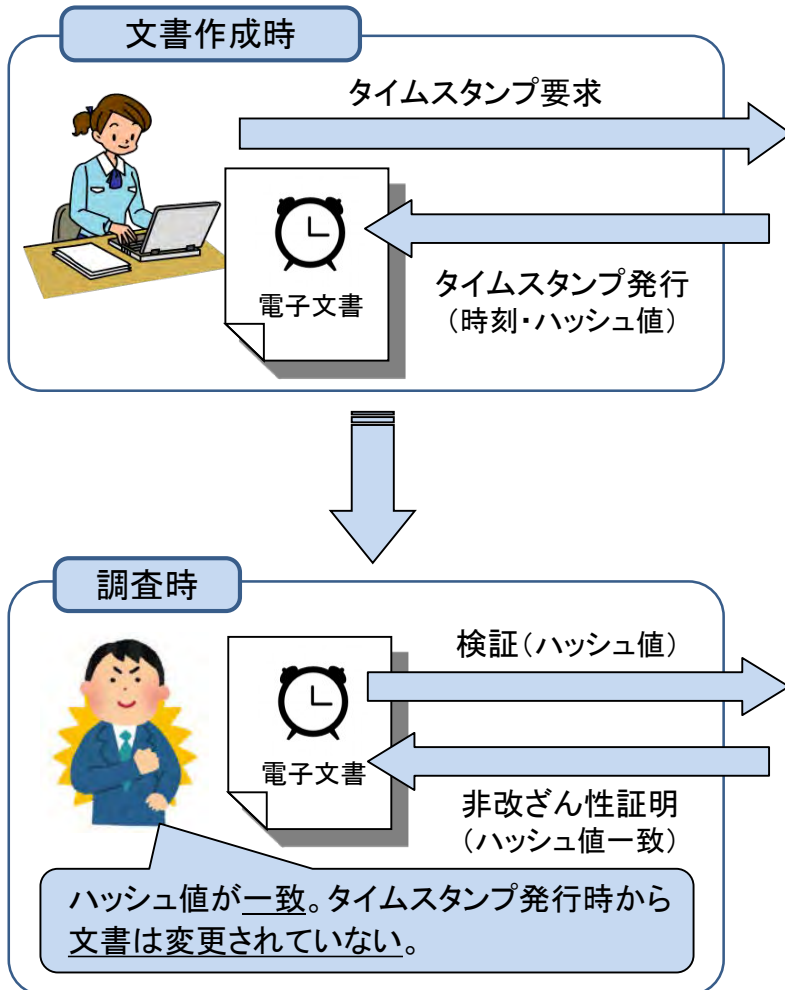


タイムスタンプの機能

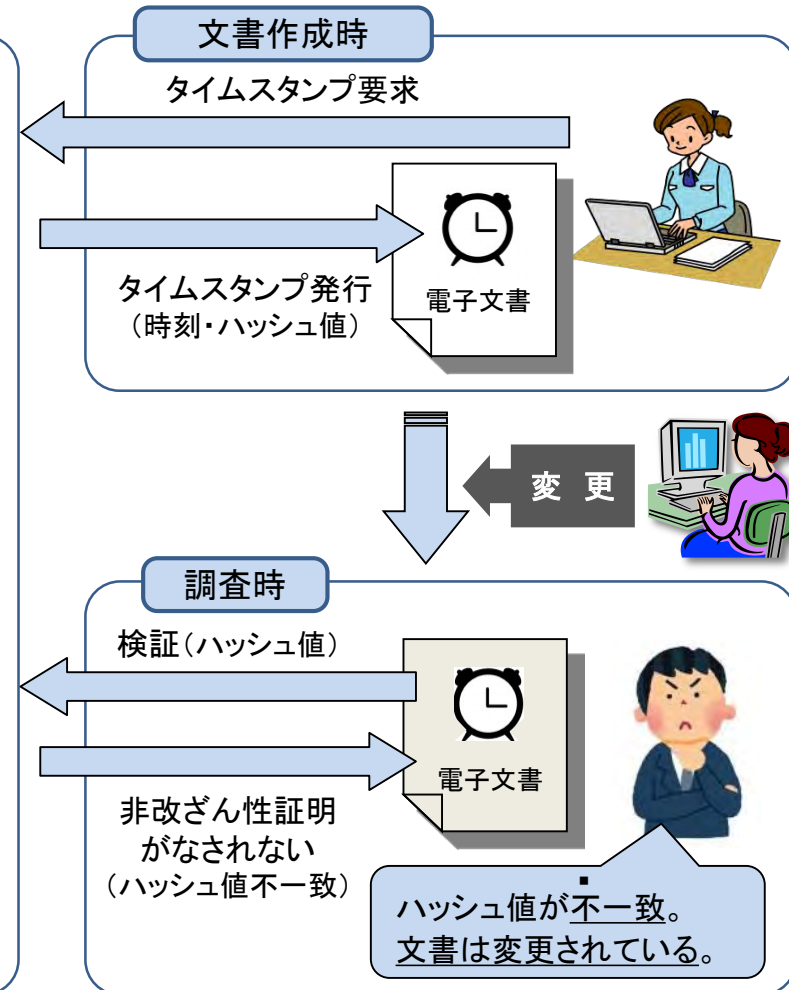
「タイムスタンプ」は、時刻認証局が発行する電子的な証明書で、電子データに係る下記の事項を第三者として証明。

- ① 存在時刻：そのデータがある時刻に存在していたこと
- ② 非改ざん性：存在時刻から現在まで内容が変更されていないこと

《電子データに変更がない場合》



《電子データに変更がある場合》

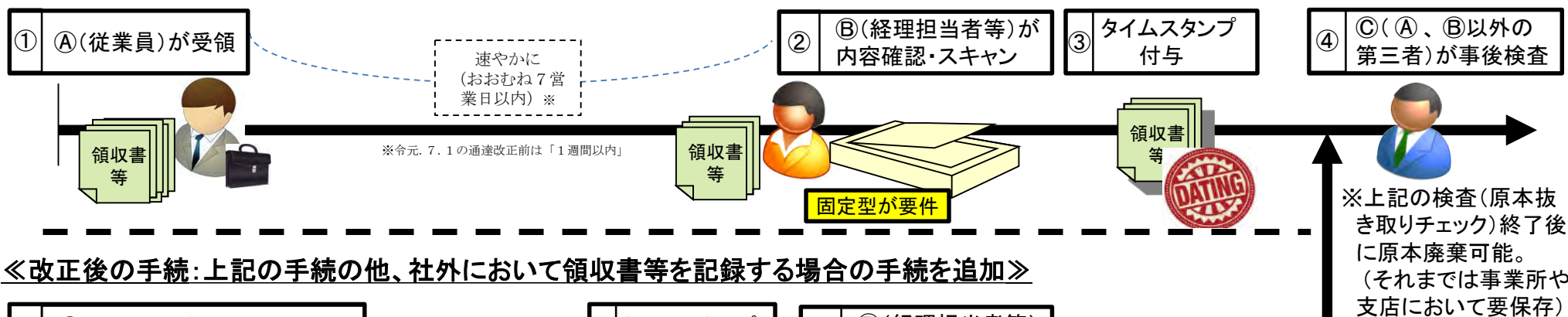


(参考)「ハッシュ値」とは、元になるデータから一定の計算手順により求められた、規則性のない値。元のデータが少しでも異なれば、ハッシュ値も全く異なるものとなる。

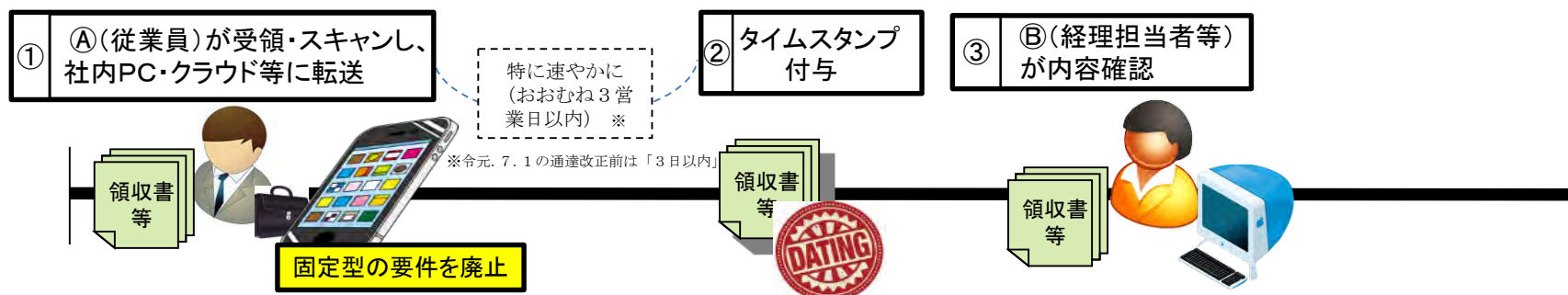
スキャナ保存制度

- 税務署長の承認を受けた者は、領収書等について、一定の手続に従い、スキャナにより記録された電磁的記録を保存することをもって、当該領収書等の保存に代えることができる制度。

《改正前の手続：一律、社内において領収書等を記録》



《改正後の手続：上記の手続の他、社外において領収書等を記録する場合の手続を追加》



改正の内容

- (1) 「固定型（原稿台と一体となったもの）に限定」という要件を廃止するとともに、従業員（A）が「署名」の上、社外においてスキャンした領収書等について、経理担当者等（B）が内容確認（必要に応じて原本提出等を求める）を行うことを要件とする。
- (2) その他、領収書等の大きさ情報の記録要件等について、社外における機器によるイメージ化に対応した所要の整備を行う。

電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し（令和元年度（平成31年度）改正）

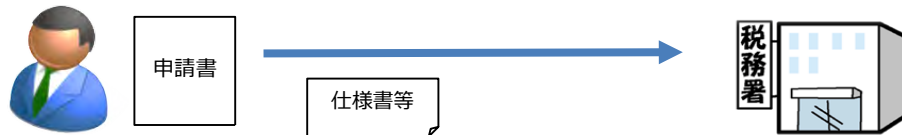
○ 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について、適正性を担保しつつ、保存義務者の利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行う。

（参考）電子帳簿保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成しているものについて、一定の要件の下、電磁的記録による保存等が可能
スキャナ保存：税務署長の承認を受けた者は、国税関係書類について、一定の要件の下、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該国税関係書類の保存に代えることが可能

① 申請手続の簡素化（運用上の対応）

【見直し前の制度（申請手続）の概要】

電子帳簿等の作成に使用するプログラムについては、真実性の確保・可視性の確保といった要件を確保する必要があるため事前に申請書の提出をして承認を得る必要。



【見直し後】

- ①一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、申請書のうちソフトウェアの要件適合性を確認する部分の記載（電子帳簿の作成に使用するプログラムの概要等）を不要とすること等により簡素化を行う。
- ②システムを自社開発する者について、事前に国税当局に相談できる体制を構築することを運用上実施する。

② 申請期限の緩和

【国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請書の提出期限】

	原則	新規設立（開業）の特例
法人	帳簿備付日の3月前	設立以後3月内
個人		【改正前】なし ⇒【改正後】業務開始以後2月内

【改正後】

新規に業務を開始した個人の承認申請期限について、新設法人の特例と同様に、特例を設ける。

（参考）青色申告の承認申請書の提出期限についても、業務開始以後2月内の特例あり

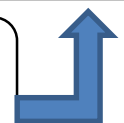
③ スキャナ対象書類の範囲拡充



【改正後】

過去分の領収書等について、税務署長への届出など一定の要件の下、書類の種類ごと1回に限り、スキャナ保存を可能とする。

【改正前】作成・受領、電子化、保存のプロセスを速やか（概ね1週間～1か月）に行うことがスキャナ保存の要件
⇒過去分の書類については、通常、作成・受領から一定期間が経過しており、「速やかに」行うことができないため、過去分の書類のスキャナ保存が実質認められない。

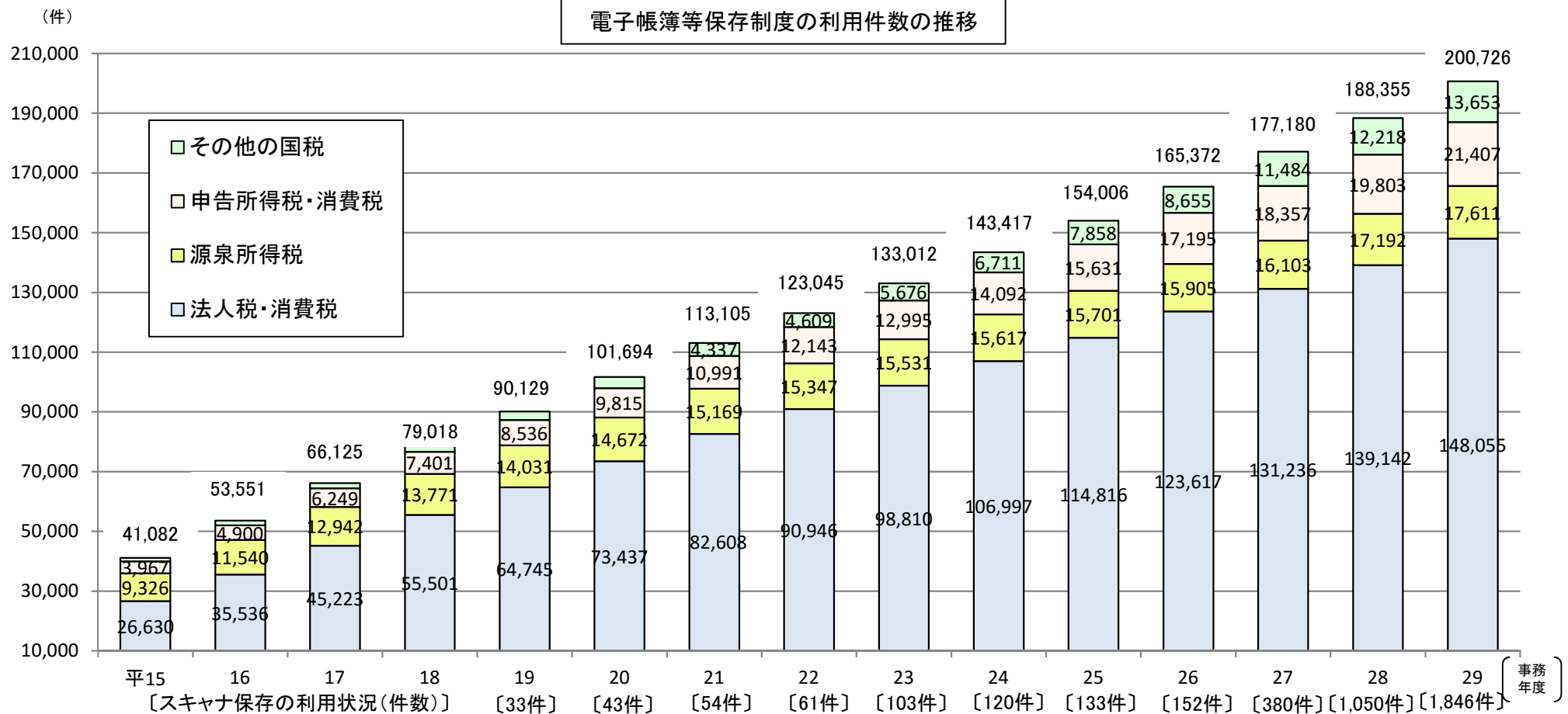


（注）上記のほか、入力期間要件の緩和など運用による柔軟化を行う。なお、運用上の対応以外については令和元年9月30日から施行。

電子帳簿等保存制度の利用状況

平成29年10月16日
政府税制調査会資料
(一部計数を更新)

- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。
- 電子帳簿等保存制度の創設から約20年が経過し、経済社会のICT環境が大きく変化する中、引き続き適正・公平な課税を確保しつつ、社会におけるデータ活用及び納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、制度の利用促進のための方策について検討を行うことが考えられるのではないか。



(備考) 国税庁報道発表資料及び統計年報による。

(注1) 「その他の国税」は、間接諸税及び酒税である。

(注2) 事務年度は7月1日から翌年6月30日までである。

(注3) 利用件数は、各事務年度末の累計承認件数である。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体プレミアムポイントの活用

- （1）制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- （2）環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- （1）医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- （2）マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- （3）企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- （1）全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- （2）全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- （3）マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- （4）住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- （5）取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- （6）電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

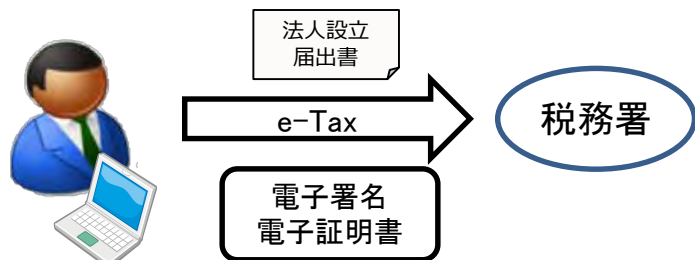
改正前

- 新設法人が電子情報処理組織（e-Tax）を利用して法人設立届出書等を電子提出する場合には、併せて送信者の電子署名及び電子証明書の送信が必要とされている。

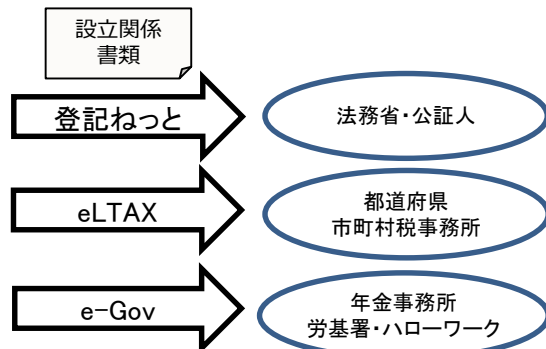
改正後

- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において実現することとされている法人設立手続のオンライン・ワンストップ化（各行政機関における法人設立手続をマイナポータルの利用により行う提出一元化）においては、マイナポータルに必要事項を入力して送信する際に電子署名等を行う場合には、法人設立届出書等の情報に電子署名等を行うことを要しないこととする（平成31年4月1日施行）。

【改正前】



【参考】



【改正後】（法人設立手続のオンライン・ワンストップ化）

